

愛知県警察運転免許試験場整備等事業「事業契約書（案）」に関する質問・回答

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	加			
198	用語の定義	1	4	1	4				「『維持管理期間』とは、『四輪コース』の引渡日の翌日から、本契約の終了までの期間をいう。」とありますが、「入札説明書 P4 2 キ(工)」には、平成32年4月～平成47年3月との記載もあります。事業契約書に記載の「維持管理期間」が正との理解でよろしいでしょうか。	本項のとおりです。入札説明書に規定する維持管理期間については、入札説明書の2・カを参照してください。
199	用語の定義	1	4	1	12				平成28年8月とありますが平成29年8月の誤植ではないでしょうか。	修正の上、公表します。
200	用語の定義	3	4	1	38				「入札説明書等」の定義に関して「質問回答のうち事業契約書（案）に関するもの」は除外対象外としていただけないでしょうか。質疑回答には契約本文には直接示されない規定の具体的な解釈基準や解釈のベースとなる考え方等、事業開始後も有効に活用されるべき内容が含まれるからです。	本項のとおりとします。
201	用語の定義	3	4	1	40				「不可抗力」の定義に関して「予見しないもの」と限定されていますが、たとえ予見されたとしてもそれが合理的に不可避と認められるものについては、やはり不可抗力として取り扱っていただけないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本項に記載のとおり、例えば、天災の場合は、設計基準等が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とします。
202	用語の定義	3	4	1	42				「『附帯事業開始予定日』とは、平成32年4月1日（本契約に基づいて変更された場合には、その変更された日）をいう。」とありますが、庁舎の（14）供用開始日が、平成32年4月1日より前になったとしても、「附帯事業開始予定日」は平成32年4月1日との理解でよろしいでしょうか。	基本的には庁舎の供用開始日としますが、事象によって協議の上決定します。
203	「本事業」の概要	4	5	3					「平成27年12月27日」は「平成28年12月27日」の誤りではないでしょうか。	修正の上、公表します。
204	「本事業」の概要	4	5	3					実施方針等に関する質問回答及び実施方針は、入札説明等と齟齬がない限り、事業契約においても有効であり、事業契約と一体となる文書に位置づけられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.1の回答も参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	加			
205	「本事業」の概要	4	5	5					「甲が適当と判断した場合には」とありますが、解釈基準の明確化の観点から、明らかに準じることが不適当と認められるもの以外は基本的に準じる、という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書等に定めがなく、矛盾・齟齬がない場合は、愛知県建築設計業務委託契約約款及び愛知県公共工事請負約款（建設工事業用）を準用することを想定しています。
206	履行の保証	5	9	1	5				乙が「建設企業」をして保険会社との間で甲を被保険者とする～とありますが、甲を被保険者とする事ができない場合、建設企業とSPCとの間に甲を権利者とする質権を設定する方法でもよろしいでしょうか。	可能です。
207	履行の保証	5	9	2					保証又は保険金額について「施設整備費相当分のうち設計・建設業務に係る費用の合計額の10分の1以上」とありますが、第83条第3項に基づき当該保証又は保険金額が別紙9で定める違約金をカバーするという視点に立てば、現状両者は必ずしも整合がとれているとは言えません。別紙9で定める違約金をカバーし得る方法で保証又は保険金額を設定させていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設業務（施設の引渡し）の状況に応じて履行を保証してください。
208	履行の保証	5	9	2					「施設整備費相当分」のうち「設計・建設業務」に係る費用」とありますが、別紙7記載のサービス購入費Aの中から「建中金利」「乙の設立費」「乙の運営費」を減じた金額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	国庫補助金	6	10	3					事業契約の変更を伴うような国庫補助金の採用を検討されるのであれば、追加費用等は県負担との理解で宜しいでしょうか。	事業契約を変更することは想定していませんが、事業契約の変更を伴う場合は、他の条項に準じて、サービス購入料を増額又は減額します。
210	要求水準の変更	6	11	1	4				「前各号のほか、甲が、乙の業務内容の変更を特に必要と認めたとき。」とは、「乙の事由による業務内容の変更を甲が認めたとき」との理解でよろしいでしょうか。 本条第5項(4)で、「乙がこれを負担する」との規定との関連で、上記の理解が適切と思料します。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
211	要求水準の変更	6	11	1	4				「前各号のほか」ですと不可抗力又は法令変更以外の、甲乙いずれの責めに帰すことのできない事由が含まれてしまいますので(3)の記載に合わせて「乙の事由により」に修正していただけないでしょうか。本条第5項(4)の定め(費用負担は乙)とも整合がとれません。	No.210の回答を参照してください。
212	要求水準の変更	6	11	5	3				実施方針の資料2リスク分担表のNO.43(利用者増減)に係るリスク分担は、本号に反映されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	事業場所の利用	7	14	1					乙は事業期間にわたり「本件土地」を無償で使用し得るという理解でよろしいでしょうか。	附帯事業に係る使用を除き、ご理解のとおりです。
214	事前調査	8	16	4					本条に定める事前調査の結果、第20条第3項(3)に定める本件土地の瑕疵が判明した場合は、同条項(第20条第3項(3))に準じるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	事前調査	8	16	4					事前調査業務で土壌汚染等が発覚した場合の増加費用は事前に予測することができず、その増加費用を事業者が負担することは過度な負担となると思料致します。事前調査により発覚した増加費用は県で負担して頂きたく存じます。	本項のとおりとします。なお、土壌汚染については、本事業の事業範囲には汚染土壌の掘削除去等の業務を含めておらず、過度な負担となるとは考えていません。
216	設計の変更	9	20	3	3				「本件土地」に関して「自然的又は人為的な施工条件」とありますが、これは施設整備に関わる、「本件土地」の性質、形状、態様(空洞、断層、地中埋設物、地下水等を含む)、その他の状況全般を含む「本件土地」に関するあらゆる条件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	設計の変更	9	20	3	3				「入札説明書等に示された自然的又は人為的な施工条件」とありますが、本件土地に関する自然的又は人為的な施工条件の全てが網羅的に入札説明書等に示されるとは限りませんので、「入札説明書等から合理的に推定される施工条件」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原案の規定のとおりで問題ないと考えます。
218	設計の変更	9	20	3	3				「その他一般に利用できる資料等」とありますが、これは、一般的に事業者として利用するのが合理的であると認められる資料に限定されるものであり、世の中の利用し得る全ての資料等を指すものではないという理解でよろしいでしょうか。	事業者が利用する場合において、本号に規定する「その他一般に利用できる」は、質問の「世の中の利用し得る」と矛盾・齟齬はないと考えます。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
219	設計の変更	9	20	3	3				本号の規定は設計変更が行われることを前提としておりますが、結果的に設計変更に至らない場合でも、乙に損害、損失又は費用が発生したときは本号に準じるという理解でよろしいでしょうか。	第1項又は第2項の手続を経たものであり、質問の事象は乙の負担となります。
220	設計の変更	9	20	3					土壌汚染やアスベスト等が発覚した場合、これによる設計変更は、3項1号の「甲の責めに帰すべき事由」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	質問の土壌汚染、アスベストにつき、第3号に該当します。
221	設計の変更	9	20	3					既設の電気、通信、排水等の地下埋設物を事前に現地調査した結果、想定外の事象が判明し、設計の変更に係る追加費用が発生した場合は、3項1号の「甲の責めに帰すべき事由」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	第3号に該当します。
222	本件土地等の管理	11	25	1					本件土地での作業は、いつから開始できますでしょうか。	本件土地において事前調査に着手する時点からです。
223	「解体・撤去施設」の解体・撤去等の実施	11	26	2					建設残土、杭汚泥の検査の結果、土壌汚染が確認された場合、この処分に係る追加費用は、本項に基づき、県にご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	建設に伴う各種調査	11	27	1					本条に定める建設に伴う各種調査の結果、第20条第3項(3)に定める本件土地の瑕疵が判明した場合は、同条項(第20条第3項(3))に準じるという理解でよろしいでしょうか。	第20条第3項第3号は、「本件土地」が「入札説明書等」に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の「建設業務」現場が一致しない場合を規定するものです。
225	他の工事との調整	11	28	1					備品等の搬入設置作業とありますが、運営開始のための準備であり、施設が竣工した際ブロック毎に行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	建設に伴う近隣調整	11	29	1					「乙は、自己の責任及び費用で近隣住民に対し『本件土地』上に『本施設』が設置されることの説明を行い、了解を得るよう努めなければならない」とされていますが、「『本件土地』上に『本施設』が設置されること」は後述の「『本事業』の実施自体」にあたるものと思料します。つきましては、「『本件土地』上に『本施設』が設置されること」という記載を削除いただけませんか。	本項のとおりとします。なお、「本施設」が設置されるとは、「民間事業者提案」による「本施設」の建設も含まれ、「本事業」の実施自体(そのもの)とは一致しないと考えています。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
227	甲による完工確認の通知	14	38	1					「法令変更」により完成の遅延が見込まれる場合は本条に準じるという理解でよろしいでしょうか。	第39条の変更、第36条、第37条を経た後、本項のを実施します。
228	工期の変更等に係る費用負担	14	40	1					第2項と同様に乙が甲に支払う費用についても、「合理的な範囲」で支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	工期の変更等に係る費用負担	15	40	2					土壌汚染やアスベスト等が発覚した場合、これによる工期の変更及び費用負担は、2項の「甲の責めに帰すべき事由」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染、アスベストにつき、ご理解のとおりです。
230	所有権の移転	15	43						乙と建設企業との工事請負契約において、乙が各ブロックの原始取得者である旨明記し、各ブロックの完成後6ヵ月以内に未使用の状態甲に引き渡されることで、乙に不動産取得税が課されることにはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	所有権の移転	15	43						県は表示登記はされますでしょうか。される場合、登記費用は県の負担と理解してよろしいでしょうか。	表示登記する予定はありません。
232	引渡しの遅延	16	44	7					法令等の変更、不可抗力により引き渡しが遅延する場合には、遅延損害金支払の対象とならないとの理解でよいでしょうか。	第39条に基づき「引渡予定日」を変更した場合は、対象となります。
233	引渡しの遅延	16	44	7					本条項で定める遅延損害金算出のベースとなる「ブロック」は、あくまでも引渡し遅延の対象となる個別の「ブロック」に限定されるのであり、その他の未だ引渡日が到来していない他の「ブロック」は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	かし担保	16	45	1					但し書きに「修補の請求に代え損害賠償を請求する」とありますが、本項に定める修補に要する過分の費用は、当該損害賠償には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	修補に過分の費用を要するときは、過大な費用を対象として修補の請求に代え損害賠償を請求します。
235	かし担保	16	45	1					「重要」なかしの定義についてご教示ください。	そのときに判断します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
236	かし担保	16	45	1					かしが重要でなく、補修に過分の費用がかかる場合、補修の代わりに損害賠償ができるとありますが、その場合の損害とはどのようなものを想定していますか。	そのときに判断します。
237	第三者に及ぼした損害等(「維持管理業務」)	19	56	3					通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により第三者に損害を生じさせた場合の費用を事業者が負担するとありますが、県作成の要求水準書等に則って行う維持管理業務において発生し得るリスクを事業者が負担するのは過分と思料します。「要求水準書等に則らない維持管理業務によって発生する騒音…」等の文言を追加するか、県にてリスク負担をお願いします。	要求水準書の第3・1(1)イ(セ)の規定等を含め、事業者には本施設の設計業務、建設業務、維持管理及び附帯事業を委ねるものであり、本項のとおりとします。
238	修繕計画書	21	63	2					「計画修繕」を実施しなければならない」とありますが、乙は、要求水準書36頁記載のとおり、経常修繕業務を行うものであることから、「計画修繕」に大規模修繕は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	修繕計画書 「本施設」の修繕	21	63 64						長期修繕計画に計画されていない修繕(追加的修繕)は、サービス購入料Cの増額に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が実施する修繕に係る追加的修繕は事業者の負担において実施することになります。なお、サービス購入料Cはサービス購入料のBの誤りであり、修正の上、公表します。
240	「本施設」の修繕	21	64	2					「サービス対価C」とありますが、「サービス対価B」の誤りではないでしょうか。	No.239の回答を参照してください。
241	「本施設」の修繕	21	64	2					「サービス購入料C」を定義いただけないでしょうか。	No.239の回答を参照してください。
242	「本施設」の修繕	21	64	3					大規模修繕の費用負担者は、県との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	「附帯事業」の実施	21	65	1					「『庁舎等』を甲に引渡したときから～『附帯事業』を遂行する～」とありますが、附帯事業の営業を開始するのは平成32年4月1日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、No.202の回答も参照してください。
244	「附帯事業」の実施	21	65	3					甲に支払うべき費用とは、使用料の他にどのようなものを想定されているのでしょうか。	要求水準書の第5・5を参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
245	「附帯事業」の実施	21	65	5					附帯事業のうち任意提案事業は甲の承諾を得て終了できるとありますが、食堂・売店事業が採算が合わない場合、撤退しても問題ないのでしょうか。また、撤退が許されない場合、県は何らかの措置・対策(委託料の支払等)を取っていただく事は可能でしょうか。	前段の質問については、終了することは認めていませんが、例えば、質問の事象が、第86条(第88条)第1項に起因する場合は、第87条(第89条)の適用について協議する場合があります。また、質問の事象については、落札者決定基準の5(1)エ・表3・4(1)の諸点も踏まえ、提案してください。 後段の質問については、県は上記回答の協議に応じますが、県が委託料の支払等を行うことはありません。
246	「附帯事業」の実施	21	65	5					附帯事業のうち任意提案業務以外の業務についても、不採算等の経済的合理性を含む、やむを得ない事情が認められるときは、当該業務の終了をお認めいただけませんかでしょうか。	No.245の回答を参照してください。
247	「附帯事業料金」の設定及び改定	21	66	2 3					「附帯事業料金」の設定、変更は、県の確認のみをもって足り、承認は必要ないとの認識で良いでしょうか。事業者が求められた見直しの検討結果を「否」とした場合の取扱について詳説いただきたく存じます。	前段の質問については、ご理解のとおりです。後段の質問については、見直した結果に基づき、附帯事業を実施することになります。
248	「サービス購入料」の改定	22	69	1					「第62条の規定にかかわらず」とありますが、第67条の誤りではないでしょうか。	修正の上、公表します。
249	「サービス購入料」の改定	22	69	1					サービス購入料の改定は62条に関わらず別紙8に定めるところに従い改定するとありますが、62条では無く、67条の誤記ではないでしょうか。	No.248の回答を参照してください。
250	是正及び違約金	22	70	1					仕様又は水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、是正勧告でき、乙から違約金を徴収するとあります。これは是正勧告した後、是正されない場合の最悪の措置として違約金を徴収するとの理解でよろしいでしょうか。また、附帯事業についての違約金の算定基準をお示しください。	前段の質問については、事業者の是正の実施によらず、別紙6の3(1)(2)に基づき違約金が発生する場合があります。 後段の質問については、別紙6の2の要求水準に抵触している場合の定義には附帯事業が含まれ、別紙6の3に基づき違約金を算定します。
251	是正及び違約金	22	70	2					違約金の徴収は、損害賠償の請求を妨げるものと解してはならないとの記載がありますが、損害賠償の徴収は、甲の損害が違約金を超える場合、その超えた額を徴収し、損害賠償金と違約金が二重に徴収されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
252	「サービス購入料」の返還	23	72	2					不実の記載がなければ乙に違約金の支払いを請求できたとき、とは具体的にはいつでしょうか。	「業務報告書」又は報告に不実の記載があったときは、当該不実の記載があった業務実施月に遡るという意味です。
253	契約期間	23	73	2					「乙の税の軽減を目的とする措置を含む」ケースにおいてサービス購入料の減額を目的とした協議が行われるということですが、他方、別紙10との整合の観点から、乙の利益に課される税金の軽減を目的とする措置には本条項は適用されず、サービス購入料の減額を目的とした協議は行われぬという理解でよろしいでしょうか。	協議の対象となりますが、質問の趣旨は協議において十分に考慮します。
254	甲の事由による解除権	24	77						「解除時点において引渡し前の「本施設」がある場合には、当該「本施設」にかかる「建設業務」が解除の対象として示されていますが、当然に、当該建設業務のうち未履行部分が解除の対象であり、既履行部分は第81条に基づき出来形部分の買取りが行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	乙の事由による解除権	24	78	1	5				事業者は基本協定の当事者では無く、また、基本協定の失効が直ちにかつ直接的に事業契約に影響を及ぼすとは限りませんので、本号に基づき実際に解除されるのは、基本協定が解除されかつ本事業の継続が明らかに困難と認められる場合に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	基本協定の解除を事業契約の解除事由とするものであり、本項に規定するとおりです。
256	乙の事由による解除権	24	78	1	6				事業契約に違反しその違反により本契約の目的を達成することが出来ないと甲が判断したときとありますが、違反内容は様々であるとともに、事業の目的を達成することが出来ないとの判断は主観的なものであるため、催告無しの場合の事業契約の解除は過度な負担だと思料いたします。催告無しでの解除は重大な違反に限定して頂たく存じます。	本項各号に準じる違反を想定しています。
257	乙の事由による解除権	24	78	3					本条項で定める「申立」が行われた場合でも、当該申立てが棄却され、又は明らかに棄却されることが見込まれる場合等は、必ずしも解除されるわけではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
258	引渡し前の「本施設」に関する解除の効力	24	81	1					本条項で定める「建設業務の既履行部分並びにその出来形部分」とは、別紙7で定める施設整備費相当部分に含まれる費用項目に相当する出来形を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	引渡し前の「本施設」に関する解除の効力	25	81	2					「出来形部分を利用する場合には」とありますが、本施設の出来形について社会通念上原状回復（更地復旧）するのが合理的と認められる場合以外は、基本的に出来形部分をご利用いただける（更地復旧はしない）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	引渡し前の「本施設」に関する解除の効力	25	81	5					第79条の規定により事業契約が解除された場合において、例えば地震等によって、引渡し前の本施設が毀損した場合、当該地震等がなければ合格部分に含まれていた出来形部分については、合格部分の対価とは別に、県に別途費用を負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、建設モニタリングにおいて県が確認したものが対象となります。なお、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによるものは除きます。
261	引渡し前の「本施設」に関する解除の効力	25	81	4 5					事業者が建中融資を受ける場合、本条項で定める乙に対する支払い方法に起因して事業者にブレイクファンディングコストを含む合理的な金融費用が発生した場合は甲にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲に限ります。
262	引渡し前の「本施設」に関する解除の効力 引渡し後の「本施設」に関する解除の効力	25	81 82						中途解約に伴う既履行部分の未払い維持管理費相当分に係る解除の効果（精算方法）についても定めていただけないでしょうか。	第68条第2項に基づき支払います。
263	引渡し後の「本施設」に関する解除の効力	25	82	1					「～、解除時点においてすでに本契約に従って項に引き渡し済みの「本施設」が存在する場合、～」における「項」とは「甲」の誤りでしょうか。	修正の上、公表します。
264	引渡し後の「本施設」に関する解除の効力	25	82	1					4行目の「項に」は「甲に」の誤りではないでしょうか。	No.263の回答を参照してください。
265	引渡し後の「本施設」に関する解除の効力	25	82	4					本項により事業契約が解除された場合、未払いの維持管理業務のサービス対価のうち履行済みの部分についてもお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.262の回答を参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
266	引渡し後の「本施設」に関する解除の効力	25	82	4					第77条から第80条の規定により事業契約が解除された場合、解除時点までに既に実施した維持管理業務の対価（サービス購入料B）についても支払われると存じます。つきましては、その旨明記いただけますでしょうか。	No.262の回答を参照してください。
267	違約金等	25	83	1					附帯事業の一部または全部を契約期間の途中で、相当の努力をしたにもかかわらず継続できなかった場合は、第78条に規定された乙の事由として契約を解除できる場合には該当せず、違約金は課されないとの理解でよろしいでしょうか。	附帯事業が継続できなくなったことをもって事業契約を解除することはありませんが、附帯事業に関して第78条第1項第4号及び第6号に該当する場合があります。
268	違約金等	25	83	3					「...これをもって前項の違約金に...」とありますが、第1項の誤記でしょうか。それとも、第2項（前項）の損害額と違約金との差額に充当できるのででしょうか。	前項は、第1項の誤りです。修正の上、公表します。
269	協議及び追加的な費用の負担等	26 27	87 89	2 2					前項の協議にもかかわらず甲及び乙が合意に至らない場合に、本条項に基づくプロセスと第79条に基づく解約のプロセスが想定されますが、そのいずれを選択するかは甲及び乙の協議に基づくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	「不可抗力」への対応	27	90	1					不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内での対応を行うものとするとの記載がありますが、要求水準書で求める範囲内の対応とはどのようなものを指すのでしょうか。	要求水準書の第6・3（2）工の規定のほか、地震等の災害に対する機能を有効に作動させること等を意味します。
271	保険加入義務	27	91	1					建設企業が入るべき保険の保険加入期間が、別紙12にて、設計・建設期間となっておりますが、実質保険が必要となるのは、着工後という理解です。保険加入日は着工日で良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	保険加入義務	27	91	2					「乙から「維持管理業務」又は「附帯事業」を一括された第三者が」とありますが、「第三者」は「維持管理企業」又は「附帯事業企業」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	保険加入義務	27	91	3					「又は第三者をして」とありますが、「第三者」はどの者を想定しておられますか。	第1項及び第2項に定める保険以外に、「民間事業者提案」に従い必要となる場合に加入させることを規定するものであり、必要の可否を含めて事業者の判断に委ねます。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
274	別紙2 事業日程	32							「平面駐車場等」の引渡予定日が「平成32年11月30日」となっておりますが、入札説明書4頁の事業スケジュールでは、平面駐車場の引渡しは平成32年10月末となっております。(要求水準書7頁も同じ)。「平成32年11月30日」と「平成32年10月31日」のいずれが正しいでしょうか。	平成32年10月31日が正です。修正の上、公表します。
275	別紙2 事業日程	32							庁舎等の引渡予定日と供用開始予定日に2か月のタイムラグがありますが、この間、庁舎等の所有権は甲に移転済みという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
276	別紙6 モニタリング基本要領	37		2					事業運営において明らかに重大な支障がある場合の例として、「『本施設』のかし、定期点検の未実施、保守管理の不備によるエネルギー消費量の増加」が示されていますが、「エネルギー消費量の増加」に該当する事象は、どのような客観的な基準を持って判断するのかご教示願います。	例えば、年度間の設備等の稼働日・時間、エネルギー消費量を基準とすることが考えられます。
277	別紙6 モニタリング基本要領	38		3					附帯事業はサービス購入料Bの対価の対象ではありませんので、違約金の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	第1項のとおり、「附帯事業要求水準」についてもモニタリングを実施し、第2項ないし第4項の対象となります。
278	別紙6 モニタリング基本要領	38		3	2				「違約金の発生した時点で、それまでに与えた減額ポイント(違約金ポイントの誤りと思われませんが)を全て抹消する」とありますが、違約金の発生に至らない場合、違約金ポイントはいかなるタイミングをもって抹消(ゼロクリア)されるのでしょうか。	違約金ポイントが発生した場合、違約金が発生するまでの間、違約金ポイントは6ヶ月間累積します。減額ポイントは違約金ポイントの誤りであり、修正の上公表します。
279	別紙6 モニタリング基本要領	39		3	4				「同一の対象業務」とありますが、括りが広いかと思量致しますので、「同一事象」として頂けませんでしょうか。	同一の対象業務とは、別紙3の2(2)に規定するそれぞれの業務を意味します。
280	別紙7 「サービス購入料」の 支払	40		1					1「サービス購入料」の種類 要求水準書7頁で「段階的に引き渡す」とされている「外構の建設工事」については、引渡し時期に応じて、当該引渡し分の費用が、引渡し時期に該当するサービス購入料A-1~A-5に含められて支払われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
281	別紙7 「サービス購入料」の 支払	41							サービス購入料B-3に「本施設」となっていますが、「四輪コース」「二輪コース等」「庁舎等」「平面駐車場等」「立体駐車場等」の間違いでしょうか。	「本施設」は質問に記載の施設と一致します。第4条第53号を参照してください。
282	別紙7 「サービス購入料」の 支払	42		2	1				2「サービス購入料」の支払時期 サービス購入料A-4「平面駐車場等」の引渡し時期が「平成32年11月末」となっておりますが、入札説明書4頁では、平面駐車場の引渡しが平成32年10月末となっております。(要求水準書7頁も同じ)。「平成32年11月末」と「平成32年10月末」のいずれが正しいでしょうか。また、後者の場合、「平面駐車場等」の支払対象期間は「平成32年11月～」となるという理解でよろしいでしょうか。	平成32年10月末が正です。修正の上、公表します。 支払対象期間は、上記の引渡し後、請求書を受理してから40日以内に支払います。
283	別紙7 「サービス購入料」の 支払	42		2	1				「『施設整備費相当分』の支払時期」の表において「平面駐車場等」の引渡時期が平成32年11月末となっておりますが、これは平成32年10月末の誤りと理解でよろしいでしょうか。	No.282の回答を参照してください。
284	別紙7 「サービス購入料」の 支払	42		2	2				「甲は、「維持管理費相当分」について、(…中略)「維持管理期間」に亘り、年4回に分け、均等の金額を乙から請求を受けて、以下の手順で支払うものとする。」とありますが、その年度内で均等とすれば、年度ごとに均等でなくても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	サービス購入料B-1～B-4はそれぞれの関係において均等でない額を想定しています。サービス購入料B-4は全56回にわたって各回均等の額を支払います。
285	別紙7 「サービス購入料」の 支払	42		2	2				修繕計画に対するサービス対価について、事業者が組んだ修繕計画と同じ金額をその都度お支払いいただけるのか、平準化してお支払いいただけるのかをご教示ください。事業者側としては前者を希望します。	サービス購入料Bとして平準化して(均等の額を)支払います。
286	別紙8 「サービス購入料」の 改定方法	45		1				リ	「スライド額については、入札日と基準日との間の物価指数等に基づき、～」とありますが、本事業で適用される「物価指数等」を具体的に教示いただけますでしょうか。	県の公共工事と同様に取扱う予定です。
287	別紙8 「サービス購入料」の 改定方法	46		2					「維持管理業務」開始年度の「維持管理費相当分」の改定は、変動の幅が1,000分の15以下であっても行われるとの理解でよろしいでしょうか。	1,000分の15を超える変動があった場合に改定します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	条	項	号	丸数字	冊			
288	別紙8 「サービス購入料」の 改定方法	46		2					サービス購入料の改定に用いる各指標とは、8月1日時点での公表値から遡ること12か月間の指標の合計値か。若しくは12か月の指標の平均値となるのかご教授願います。	直近12ヶ月間の平均値です。
289	別紙8 「サービス購入料」の 改定方法	46		2					物件費の変動の指標となる企業物価指数は、国内企業物価との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	別紙10 「法令変更」による追 加的な費用の負担	49							の場合、乙が100%負担となっていますが、法令変更は乙のコントロールの効かない場合も含まれます。過度な負担となるため、負担割合も協議事項とさせていただきたく存じます。	本項のとおりとします。